

特別支援学校における自然体験活動の教育効果

Educational Effects of Nature Experience Activities in Special Needs Schools

中村 豊^{a)} 村松 好子^{b)}

Nakamura Yutaka Muramatsu Yoshiko

要旨：現在の学校には、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けた合理的配慮への対応が求められている。このことは、「令和の日本型教育」を実現させていくうえでも不可欠である。しかし、各教科の授業と比べると、教科外の教育活動（特別活動等）では、特別な支援が必要な児童生徒への教育支援の在り方が十分ではない。そこで本論文では、特別支援学校における合理的配慮を取り入れた教育方法を対象とし、特別支援学校の実践事例を検討することで、通常級においても援用可能な教育方法について分析、考察を行う。それを踏まえ、すべての児童生徒の発達を促進させる特別支援教育の視点を生かした教育方法について論じる。

キーワード：総合的な学習（探究）の時間、特別活動、特別支援教育

1 問題と目的

学校教育現場では、「障害児教育は教育の原点」という言説を聞くことがある。特別支援教育の前身は特殊教育であるため障害児教育という用語となっているが、現在の学校教育現場においても同じ文脈で語られている。例えば、Webに公開されている丹波市立中央小学校のお便り「校長室から」（令和2年8月）の「特別支援教育は教育の原点～始業日の全校啓発から～」¹に見られるように今なお使用されている。また、現役の公立小学校教諭である大和（2020）が特別支援教育についてコメントする内容²は、論文において「障害児教育は教育の原点」について述べている堺（2008）³、児嶋（2016）⁴、松田（2021）⁵や、森岡（2020）⁶が「遠山啓と障害児教育」について論考している内容と共通するものであることから、障害のある児童生徒の教育には教育の原点があると考え、義務教育段階における伝統的な教育理念は継承されていると考えられる。

このことに加えて、「令和の日本型学校教育」（2021）では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を挙げている。ここでは、「日本型学校教育」の新たな動きとして、特別支援教育における子供の学びについて以下の3点を挙げている。

- ① 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- ② 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- ③ 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

しかし、特別支援教育をめぐる制度改正⁷が行われていてもなお、特別支援学級及び通常学級に在籍す

^{a)} 教職教育センター ^{b)} 兵庫県立東はりま特別支援学校 校長

る児童生徒の学校生活には、様々な課題が山積している。特に、教科外教育である総合的な学習（探究）の時間及び特別活動の学習活動には、教科書がなく、指導する教員に専門科目としての教員免許状がないこともあり、児童生徒の指導に苦戦している教員は少なくない。

今後、ますますインクルーシブ教育が推進され、発達上の課題や障害のある児童生徒が普通教室において学ぶ機会が増加していく⁸ことを踏まえると、特別支援学校免許状の有無を問わず、すべての教員が特別支援教育の視点を共有し、特別支援教育に必要な理論と教育方法・技術を身に付けていくことが求められている。

このような問題意識を持つ筆者らは、学校臨床に係る研究者及び特別支援学校における実務家教員（管理職）としての専門性から、特別支援学校で取り組まれている自立活動や、教育課程に位置づけられている教科外教育の指導方法に着目し、障害のあるなしを超えてすべての児童生徒の教育に効果が期待できる教育方法について検討していく。そして、特別支援教育を受ける児童生徒数が直近10年間で倍増している現状や、発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%⁹程度在籍している可能性を踏まえ、特別支援教育の視点から今後の課題について明らかにすることを目的とする。

2 方法

本論文は、第2筆者によるA県立B特別支援学校（知的障害）（以下、「対象校」と表す。）の取組である教科外教育（特別活動、総合的な学習の時間）の教育実践を研究対象とし、その分析及び考察を行っていく。研究対象とした教育実践は、中学部第2学年の「自然体験学習」である。まず、特別支援学校の教育課程について以下に述べる。

特別支援学校における特別活動の目標は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次の通り資質・能力を育成することを目指す。」と示されているが、これは小学校及び中学校の特別活動の目標に準拠している。

また、特別支援学校では、個々の児童生徒の障害種や障害の状態によって教職員が1対1で指導・支援する場合もあるが、児童生徒が学級、学年、学部という多様な集団活動を通じた学びの中で、仲間と関わったり自分の役割を果たしたりすることを通して喜びや充実感、達成感を味わわせ、社会の中で生きていく力を身に付けさせるように、指導内容や指導計画を作成している。

特別支援学校に在籍する小・中学部の児童生徒は、市町立に在籍している児童生徒より、日常の教育活動において地域との交流等の機会は多くはない。このことから、特に教科外教育における校外での教育活動には大きな効果が期待できる。しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大のため、教育活動の場が学校内に制限されることとなった。特別支援学校における教育課程では、児童生徒が直接的な体験をすることで、充実感や達成感を味わうことにより次の活動への意欲を高め、能力を伸ばすことをねらいとしている教育活動が多い。それゆえ、児童生徒へ何等かの影響があるのではないかと、どの特別支援学校でも危惧している状況であった。

このような状況の中で対象校は、令和2年度に政府からの指示で実施された全国一斉の臨時休業後に児童生徒の学びの場を守ることに努め、その後は社会全体の感染状況を見ながら、徐々に学校近隣の屋外施設を会場とした校外学習を実施していった。当時は、マスクを着用できないことに対する社会の理解を得にくい時期でもあり、週末の土日に家族との外出や買い物にも行けず、児童生徒本人や家族に高いストレスがかかっていた。このような実態を受けて、対象校では、マスクの着用ができるように学校で練習したうえで、校外学習の実施につなげていった。

令和2・3年度は、A県内でも対象校が所在する地域は感染者数が多い地域でもあったことから、対象校は次の理由で集団宿泊的行事を中止した。「特別支援学校の児童生徒の感染リスクの高さ」「行先で陽性

になった場合の対応の困難さ」「就寝時の感染リスクを防ぐ」。具体的には、小学部5年生、中学部2年生、高等部2年生が実施する宿泊学習（1泊2日）は中止、修学旅行は日帰りで実施とした。令和3年度は、文部科学省やA県から修学旅行を中止とする方針は出していないため、A県内の他の特別支援学校では実施した学校もあった。しかし、対象校では実施学年の児童生徒の障害の状態や行先等の感染状況等を慎重に検討し、宿泊無しの日帰り修学旅行を決定した。コロナ禍3年目となる令和4年度は、感染対策を講じながら宿泊学習が実施できるように時間をかけて事前の準備に取り組んだ。しかしながら、5月の連休明けには感染が拡大するのではないかという世論や当該学年の児童生徒の障害の実態から感染に対する不安を払拭できないことから、高等部2年と小学部5年は中止、後日、代替の日帰り活動を計画することになった。このような対象校の事情から中学部2年が実施した宿泊学習の取組を研究対象とした。

なお、本論文において第2筆者から提供された教育実践事例における研究倫理上の留意点について、すべての事例は守秘義務の遵守及びプライバシーへの配慮等から内容の特質を損ねない範囲において複数の事例を組合せたり、個人が特定されないように加工したりしている。また、事例の取り扱いについては、すでに公的機関の発表や報告等で公表されている事例及び参加者（児童生徒の場合にはその保護者を含む）からの同意を得ている事例に限定している。

3 対象校における教科外教育としての自然体験学習

A県では、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図るため、県民の参画と共同による「体験教育」等の体験活動を推進している。特別支援学校においては、幼児・児童生徒の自立をめざし、家庭・地域社会等との連携のもと、地域との交流学习や自然体験活動、社会体験活動の事業を行っており、対象校の中学部2年生の宿泊学習の取組は、本事業の「自然体験学習」として位置づけられている。対象校の学校行事（旅行（遠足）・集団宿泊的行事）に位置づけられている教育活動を表1に示す。

表1 対象校の学校行事（旅行（遠足）・集団宿泊的行事）※（遠足）小学部

	高等部	中学部	小学部
1学期	④春の遠足(全) ⑤宿泊学習(高2) ⑦修学旅行(高3)	⑥ <u>宿泊学習(中2)</u> ※ <u>自然体験学習</u>	⑤遠足(高) ⑥宿泊学習(小5)
2学期	⑩校外学習(高1)	⑩秋の遠足(各学年) ⑪修学旅行(中3)	⑩修学旅行(小6) 遠足(低)
3学期	②卒業遠足(高3)		

(1) 参加者及び実施日

参加者は生徒21名（男子10名、女子11名）、引率者は14名（養護教諭1名含む）であった。生徒21名のうち8名が小学部からの進学者である。A県内にあるC市立の宿泊施設を利用し、令和4年6月に1泊2日で実施した。

(2) 目標設定等

学年では、自然体験学習実施に当たり、次の3つの目標を設定した。①1泊2日の生活を通して、自分

の身の周りのことを自分で行い、自立に向かう力をはぐくむ。②学年の仲間と共に活動に取り組み、任された仕事をやり遂げる力や協力しあう力、助け合う力を高める。③宿泊施設やレク活動施設の利用を通して公共のマナーを守って活動する力を培う。これらは、学習指導要領の特別活動の目標に示されている育成をめざす資質・能力と合致している。

また、自然体験学習を計画するにあたり、次の3点をコンセプトとして考えた。「ア 生徒一人一人に何かの役割を持たせる」、「イ 一人一人の生徒がその役割を果たさないと自然体験学習が回っていかない構成とする」、「ウ 以上のア・イの基本構想から、人のために仕事をするを通して生徒に責任感を持たせる、誰かのおかげで活動ができることを体験させることから、将来生活する『社会』の成り立ちを経験すると共に、将来の自立に向けての一環とすることを目指す」。

第2筆者は、自然体験学習における活動を通して育てる力のイメージを、次の5点にあると考えた。①親と離れての1泊2日の生活を友だちとすることで「自立する気持ち」を育てる。②自分のことは自分でする／支援を求めてできる。③仲よく楽しむ／主体的に楽しむ。④「してもらう人」から「自分もする人／助け合う人」へ。⑤友だちと生活の力（荷物整理・入浴・歯磨き・寝具準備&片付け）を共に高める。

表2 対象校における部毎の宿泊学習目標

小学部 5年	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭を離れて、宿泊する経験(食事・入浴・睡眠など)を通して、身の周りのことを自ら行おうとするなどの生活力を高める。 ② 様々な活動を通して、友だちや教師とのかかわりを深め、宿泊学習を楽しむ。また、集団行動のルールを学ぶ。
中学部 2年	<ul style="list-style-type: none"> ① 1泊2日の生活を通して、自分の身のまわりのことを自分で行い、自立に向かう力をはぐくむ。 ② 学年の仲間と共に活動に取り組み、任された仕事をやり遂げる力や協力しあう力、助け合う力を高める。 ③ 宿泊施設やレク活動施設の利用を通して公共のマナーを守って活動する力を培う。
高等部 2年	<ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊学習の計画を立てることや当日の活動を通して、選択や決定の能力、課題解決の能力を養う。 ② 集団で行動することの楽しさを味わうと共に、集団行動の規律を守る態度を養う。 ③ 公共の施設や飲食店などの利用方法やマナーを学ぶ。

前述した生徒に育てる力のイメージには、第2筆者が対象校の教育をつかさどる立場として、自然体験学習で身に付けたことを、次年度予定されている修学旅行に生かしたいという願いがあり、対象校における小学部5年生、中学部2年生、高等部2年生の宿泊学習(1泊2日)の目標(表2)について連続性を持たせるという意図があった。

(3) 活動プログラム

表3には、自然体験活動2日間の活動プログラムを示しているが、「(2) 目標設定等」のイに示した目標を達成するために、活動プログラム内にいくつか指導上の留意点としての「しかけ」を考えている。

表3 自然体験活動2日間の活動プログラム

時間	1日目の活動	時間	2日目の活動
8:40	通常登校	6:30	起床
9:30	出発	7:00	生活の時間：係活動 「みんなでつくる宿泊学習」
11:00	△△公園着 レク1：屋外レク⇒宇宙ミッション	7:30	朝食
12:30	昼食<弁当持参>	8:15	生活の時間：係活動 「みんなでつくる宿泊学習」
13:15	移動	9:00	生活の時間：館内清掃 「みんなでつくる宿泊学習」
13:45	宿舎着	10:00	退所のつどい
14:15	レク2：ペットボトルロケット大会 ～制作と競技会～	10:30	出発
16:00	入所のつどい	11:30	学校着
17:00	生活の時間・・・係活動 「みんなでつくる宿泊学習」	11:50	昼食<配達弁当>
18:00	夕食	13:00	レク4：ラン・フォー・ミッション
18:45	生活の時間・・・係活動 「みんなでつくる宿泊学習」	13:40	終わりのつどい
19:00	レク3：夜の集い	14:00	下校準備
20:00	入浴	14:50	下校
21:00	就寝準備		
22:00	就寝		

まず、宿泊学習を「生活活動」と「レクリエーション活動（以下、「レク活動」と表す。）」の2本立てで構成することにした。レク活動を楽しみ、しっかり生活活動に取り組むという意識を持たせながら準備・実施をした。レク活動は、「ミッション（指令）」として設定し、生徒がチャレンジして達成するという構成にした。そのために、生徒が目標をもって取り組み、結果を得られるように頑張れる、楽しい活動となるように企画を工夫している。例を挙げると、レク1（初日午前）の宇宙ミッション¹⁰は、「△△公園の宇宙を模した各遊具を制覇せよ」、レク2（初日午後）のミッションは「クラスでペットボトルロケットを制作し、大空に飛ばせ」と設定し、生徒たちが興味をもって取り組めるミッションにしている。ミッションに主体的に取り組めるように、事前学習において「公園遊具活動」「ペットボトルロケット制作」「ペットボトルロケット競技会」等を行い、当日初めて行く場所でも、生徒が見通しをもち、よりよく活動できるよう取り組んだ。

生活活動は、本活動の目標①及び生徒心得「自分のことは自分でしよう」（生徒用しおりに掲載）を達成できるように活動の時間を要所に設定し、荷物整理、更衣、入浴、食事、掃除等の生活の力となる活動に取り組んだ。「入浴学習」「清掃学習」「掃除機学習」「荷物学習・荷物点検」「寝具学習」等を生活単元学習や家庭科等の教科の授業で事前学習をしている。

対象校は、目指す子ども像を「社会で生きていくために」小学部は「がんばる子になろう」、中学部は「学ぶ人になろう」、高等部は「はたらく人になろう」と設定している。その教育活動の一つとしてキャリア教育の視点から、勤労観・職業観を育て、将来社会人・職業人として自立していくうえで必要な力を育むために学校全体で統一した清掃の基準に基づいて清掃を行っている。このことを踏まえ、毎日清掃している教室だけではなく、学校の公共スペースまで範囲を広げて清掃するという事前学習「清掃学習」を設定することにより、中学部2年生の生徒の清掃に対するモチベーションを高めるだけではなく、「日々の活動が宿泊活動で生かせる」という意識づけにもなっていた。

また、自然体験活動中の生徒の係活動を「食事係」「寝具係」「掃除係」とし、それぞれの係をクラスで「誰が何を担当すると、宿泊学習がうまくいくか」という視点で考えさせ、立候補や推薦でメンバーを決め、自己の係に対する意識が持てるよう、係の活動打ち合わせや係活動の役割分担を決めたり、目標を立てた

りして当日に臨んでいる。

宿泊学習後には、事後学習として2日間の振り返り、自己の活動の検証を行い、宿泊学習新聞を作成、掲示し、個人懇談会の機会に保護者にも見ていただいた。

(4) 個人の課題に対する配慮事項及び指導と支援

宿泊体験学習を実施するには、生徒一人一人の障害の状況等によって配慮事項や指導、支援の在り方は異なる。ここでは3名の生徒の事例の概略について報告する。

① 生徒 X の事例

Xは、中学部になってから対象校に入学した。ADHDと知的障害の診断がある。このために、「説明時には視覚支援を交えて説明を行う」「本人が感じる不安事項については表にまとめて対処法一覧を作り、納得いく説明と話し合いの場を設定し、対策を示す」という配慮をしている。

教職員は、Xが不安だと感じている活動を把握していたため、その活動時には教師がさりげなく近くについて対応を行った。Xは教職員と一緒に活動することで、活動参加への不安を払拭することができていた。

② 生徒 Y の事例

Yは、小学部からの進学である。自閉症と知的障害の診断がある。これを踏まえ、「説明時には視覚支援を交えて説明を行う」「不安を減じるために事前に少しずつ情報を伝達し、安心して説明を聞ける状況を作る」「本人が得意とする活動ができる係に任命し、安心して活動させる」という配慮をしている。

最初は教師と一緒に、そして慣れるにしたがって徐々に1人で活動できるよう支援を変化させながら活動を行うことにより、途中より主体性を発揮し、自ら活動できる場面が増えている。小学部の時はリーダー的存在であったが、外部進学生と共に学ぶことで自信を失いかけていた。しかし、宿泊学習を通して自信を回復させることができ、その結果、Yの良さが戻ってきている。

③ 生徒 Z の事例

Zは、小学部からの進学である。てんかんと知的障害の診断がある。これを踏まえて、「環境の変化による発作誘発が懸念されるため教職員と1対1体制を組み」「2日間の全行動において1対1体制を教職員交替制で作成し、安全な活動ができる状況を作る」ように配慮した。1対1体制は日常の学校教育活動でも行っているため対応する教職員もそれぞれの場面でZにできることに取り組ませることができた。そのことにより、Zは自分の持つ力を発揮することができていた。

4 考察

対象校の自然体験活動は、令和2年度の2学期後半以降、コロナ禍において学校行事の中止や延期、学習活動に様々な制限がかけられてきた中で、考え得る最大限の感染防止対策を講じることで、ようやく実施できた宿泊学習であった。そこでは、生徒が宿泊学習の運営に役割を持ち、自立に向けて自分の身の回りのことを自分で行う構成で、1泊2日の活動が安全に実施できた。このことが、「新しい生活様式」が必須となっている社会状況下において自然体験活動実施において何よりも意義深いものとなったと第2筆者は振り返っている。

本章ではまず、対象校における教科外活動での指導法の工夫、合理的配慮の実際等を視点としながら、成果と課題について述べる。

(1) 成果について

中学部2年生が取り組んだ自然体験活動の成果について、以下の6点を挙げるができる。

① 自分の係等、任されたことを自分が行わないと宿泊学習が成り立たない、楽しい宿泊学習がストップしてしまい、みんなに迷惑をかけてしまうという構成であったため、任されたことに取り組む、最後までやりきるという意識が育ち、自ら進んで取り組める生徒が増えた。また、できないことについて

てもできないなりに、なんとかしようとする意識が芽生えた生徒もいた。将来の自立生活や職業生活の実現にプラスになることが期待できる。

- ② 宿泊学習の活動の中で、困っている友だちに手を貸そうとする生徒の姿が見られ、宿泊学習後も困っている友だちを手伝う行動が見られる。
- ③ 事前学習の入浴学習や宿泊学習での入浴を通して、今までは保護者に仕上げてもらっていた生徒が自分でできるようになった。意識の育ちを感じると連絡帳に記してくれた保護者もいた。
- ④ 自分の荷物を整理する2日間の行動から、日常の学校生活においても自ら荷物を整理しようとする姿が見られている。
- ⑤ ある生徒の感想に「準備をすとうまくいく」と書かれており、大切な気づきがあった。
- ⑥ 以前から友達と協力することができる学年ではあるが、一層みんなで力を合わせることに手ごたえを感じ、実施後のクラスや班ごとの活動に結びついている。

以上の第2筆者の振り返りや第3章の事例報告には、特別活動及び道德教育でねらいとしている資質能力がはぐくまれている様子が示唆される。また、障害のある生徒であっても、手順を踏んだ準備と当日の「なすことによって学ぶ」体験は、たとえ宿泊日数が短くても、座学だけでは身につかない深い学びとなっていることを評価できる。自然体験活動での経験が、その後の家庭生活や学校生活において汎化されていることから、教員が活動の場を保障し、丁寧な指導を行うことにより、社会情動的スキルの獲得を増やしていくことが可能であることも示唆される。

(2) 課題について

第2筆者は、課題として次の3点を挙げている。

- ① 宿泊学習をきっかけにいろいろな意識ができる生徒がいる一方で、行動面や意識の面でも変化のない生徒がいる。一つの取組で、すべての生徒に成果を挙げることの難しさがある。意識を持ってもらいたい意識しないままに終わっている生徒について、今後いかに取り組んでいくかが課題として残った。
- ② 宿泊学習直後は自ら取り組めるようになったことが、いつの間にか元に戻っているケースもあり、行動の変化の定着が課題である。
- ③ 宿泊学習に向けた学年のエネルギー感、楽しもうという意識、成し遂げようという集団の意識の高まりを感じたが、そのエネルギーが大きかった分その反動も大きい。教職員の緊張感を維持しながら次の課題達成に向かう意識づくりが課題である。

上に挙げられた3点の課題は、特別支援学校における管理職としての視点が見られる。1点目は、生徒を集団として評価する一方、個の評価を並列している。評価では「意識」という観点が見られるが、これは「心の教育」と「自己認知」の双方が含まれているように思われる。2点目は、汎化に関する問題意識である。特別支援学校では、卒業後の社会的自立のために基本的生活習慣の定着をはじめ、社会的スキルの定着を重視している。この中でも「自分のことは自分で」という行動を視点としていることは、普通教育においてもあらためて意識させたいと思われる。3点目に、生徒・教職員の一体感や意欲の向上が、次の課題に結び付いていない点を挙げている。これは、指導の連続性を考えると重要な指摘である。学校行事を単発のイベントとせず、日常の教育活動につなげたり、次の非日常的な教育活動の場を意識させたりしていくことは指導者側が常に意識しておきたいところである。

(3) 総合考察

現在、全国の特別支援学校、特別支援学級において特別なニーズのある児童生徒の増加傾向、障害重度化・多様化傾向がある。対象校も同じ課題を抱えるとともに、狭隘化という課題がある。現在、進められている「働き方改革」にも取り組む必要がある中で、教育活動の精選が言われて久しい。しかし、社会の変化に応じて、特別支援学校においても新たに引き上げなければならない指導内容も増えている。そのため、精選として見直し対象となってくるのは特別活動である。

第2筆者は、本論文に提供した教育実践を振り返り、次のように述べている。

本校では、コロナ禍以前から学校行事等の見直しに取り組んできた。コロナ禍で中止とした教育活動は、これを機に失くしてもよいという気持ちが教職員内には生まれがちである。しかし、特別支援学校の児童生徒にとって「なすことによって学ぶ」特別活動の意義は大きい。このことは、中学部2年生と同じく、高等部入学後の初めての宿泊を伴う行事となった修学旅行を経験した高等部3年生の姿からも、その思いを強くした。

特別活動は、他者の力を得ながら、同じ目的に向かって取り組むことで達成感、充実感を得ることができ、互いを認め合える貴重な場ともなる。一方、集団活動を指導方法とする特別活動は、集団行動や他者との協調性が求められるため、これを負担に感じる児童生徒もおり、その失敗経験が不登校等にもつながるケースもある。そのような児童生徒に対する配慮も考える意識を指導者側がもたなければならぬことも忘れてはならない。

上に述べられている特別活動の光と影の側面については、すべての校種における指導上の留意事項となるものである。

本論文における対象校では、教科外教育である総合的な学習の時間について直接の言及が見られなかったが、これは、特別支援学校では自立活動があることや、事前学習における生活単元学習や清掃学習等の「しかけ」として紹介されている取組の一部が該当しており、これらの教育活動を教科外教育に含む内容として、対象校における教育課程は編成されている。

最後に、共生社会概念の啓発に伴い、義務教育段階の在籍において通常学級と特別支援学級という区分が緩和されている。平林（2017）は、文部科学省（2012）により推進されているインクルーシブ教育について、「さまざまに異なる児童生徒たちが同じ場で学ぶことを追求し、等しく教育機会を得ることを保障しようとするものである」ことを挙げている。このような状況を受けて、教科外教育（特別活動等）では、通級指導教室や交流学級において教育を受ける児童生徒への合理的配慮（Reasonable accommodation）に係る課題が見られる。具体的には、個別の障害特性を踏まえたアセスメントに基づく個別の指導計画作成及び評価、特別支援教育の手立てを取り入れた教育活動など、特別支援教育の視点から教育方法を検討していくことが求められている。その基本となるのは、一人一人の児童生徒に対する個別理解であり、個の実態に応じた見通しを持った指導体制並びに発達を促進させるための個別支援・援助が必要である。本論文では、対象校における自然体験活動の事前活動、当日の活動、事後の活動において、多様な指導上の留意点が提供されていた。このような教育実践事例を対象とした研究が蓄積されていくことで、教科外教育においても特別支援教育の視点を意識した教育活動に資する知見を積み上げていくことが求められている。

付記：本論文の執筆は、第2筆者が全体の草稿を執筆し、第1筆者が論文としての構成を整え、意見交換しながら加除修正を行い、第2筆者が初稿を完成させた。

引用参考文献

- 1) 福山恵美子（2016）「特殊教育から特別支援教育への転換—その歴史的背景と近年の動向—」『大阪総合保育大学紀要』11、pp.91-113
- 2) 浜谷直人（2012）「通常学級における特別支援教育の研究成果と課題」日本教育心理学会『教育心理学年報』51、pp.85-94
- 3) 平林ルミ（2017）「特別支援教育における合理的配慮の動向と課題」日本教育心理学会『教育心理学年報』56、pp.113-121
- 4) 堀内寿美香（2011）「特別支援教育の手だてを取り入れた授業づくり—通級指導教室の経験をふまえた視点からの考察—」『創大教育研究』20、pp.21-35
- 5) 児嶋芳郎（2016）「“原点”を忘れない」広島都市学園大学『灯』（参照日 2022/09/10）

<https://www.hcu.ac.jp/subject/tomosibi/2016-07.pdf>

- 6) 松田文春 (2021) 「生徒指導における特別支援教育の視点」『中国学園紀要』20、pp.1-7
- 7) 文部科学省 21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 (2001) 「21 世紀の特殊教育の在り方について (最終報告)」(参照日 2022/09/10)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102.htm
- 8) 森岡次郎 (2020) 「遠山啓と障害児教育」大阪府立大学紀要『人間科学』15、pp.53-63
- 9) 堺正一 (2008) 「障害児教育から『目指す子ども像』を考える」『人間の福祉』22、pp.143-156
- 10) 佐々木全、我妻則明 (2015) 「通常学級における特別支援教育の課題について—発達障害を巡る動向と実践上の課題の変遷に注目して—」『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』14、pp.435-439
- 11) 笠井孝久 (2020) 「通常学級における特別支援教育の実情と課題」『千葉大学教育学部研究紀要』68、pp.229-233
- 12) 丹波市立中央小学校 (2020) 「特別支援教育は教育の原点～始業日の全校啓発から～」(令和2年8月25日)『校長室から』(参照日 2022/09/10)
https://www.tamba.ed.jp/uploaded/life/99509_148978_misc.pdf
- 13) 中央教育審議会 (2021) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(中教審第228号)、令和3年4月22日更新(参照日 2022/09/01)
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf
- 14) 大和佑子 (2022) 「特別支援教育は、教育の原点。特別支援学級を2度立ち上げた小学校教諭が大切にしている「子どもファースト」とは？」『先生の学校』2022.06.12、(参照日 2022/09/10)
<https://www.sensei-no-gakkou.com/article/sp0026/>
- 15) 吉村匡、飯塚一裕 (2020) 「高等学校における特別支援教育の現状と課題～愛知県の公立高等学校教職員へのアンケート調査の結果より～」『障害者教育・福祉学研究』16、pp.65-74

【註】

¹ 「校長室から」では、以下のように発信されている。(以下、下線は第1筆者が加筆。)

特別支援教育は教育の原点であると考えています。 そう思う理由の一つは、個人の成長に視点が向けられているからです。教育の目的は、個人の成長であって、集団を高めることではありません。(中略) 特別支援教育は教育の原点であると考える、もう一つの理由は、個別最適化されている点です。特別支援教育は、個に視点をしっかりと当てられているので、学習教材も個別、学習進度も個別です。個人にとって一番成長しやすい最適な環境、教材は何かを考え、それを与えられることを個別最適化と呼んでいます、それが充実しています。

² 大和は、「特別支援教育は、教育の原点」について以下のように語っている。

私は特別支援教育こそが、教育の原点だと考えています。 それは、特別支援教育に学校教育で大切にしたい要素がたくさん詰まっていると感じているからです。

³ 堺は、「障害児教育は教育の原点である」ことについて以下のように論考している。

教育関係者の間で「障害児教育は教育の原点である」という声がある。 しかし、何をもって「原点」と捕らえるかは見解の別れるところであろう。集約される場所は、障害児教育が日々の教育実践を通して、子どもの基本的人権を最大限に尊重するという憲法・教育基本法の精神を正面から追求してきたことである。換言すれば、障害の有無を問わず、一人ひとりの子どもの心身の健やかな成長を願い、命の尊厳と人間らしく生きてゆく力を大切にする教育をしてきたという教育実践である。

⁴ 児嶋は、「障害児教育は教育の原点」について以下のように解釈している。

「障害児教育は教育の原点」というようなことを耳にすることがあります。 私はこのフレーズを聞く度に、少

し言葉足らずだと感じます。1947年に教育基本法・学校教育法が施行され、戦後の学校教育はスタートしました。その時、盲・聾・養護学校における義務教育も規定されましたが、その実施は見送られました。(中略)言葉足らずの部分とは何か。それを補えば、「障害児教育は教育が原点において大切にしていたことを、現在も忘れることができない」とでもなるのでしょうか。では、「大切にしてきたこと」とはどんなことでしょうか。それは、子どもたちが表面的に見せる姿に左右されるのではなく、その背景に思いを巡らす。一人ひとりの子どもを大切に、その心に寄り添う。子どもがもっている力を最大限に発揮できるように丁寧に指導していく。こういったことだと考えます。

- ⁵ 松田は、生徒指導における特別支援教育の視点として以下のように述べている。
(前略) 特別支援教育が教育の原点であると言われてきたが、その所以は、生徒一人一人の存在が平等に認められ、その平等感が守られ、人はみな同じ人間であるということを正しく自覚することができる教育だからである。
- ⁶ 森岡は、遠山が障害児教育から受けた影響について次のように考察している。
障害児教育との出会いによって、遠山の関心は「教育とは何か」「人間とはどのような存在か」という、より原理的な問いへと向けられる。そして、障害児教育は「根源」的な、教育の「原点」である、という論を展開することになる。
- ⁷ 平成18年に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布され、平成19年より従来の特殊教育から特別支援教育に転換される。
- ⁸ 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」第1章では、今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方として、「ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援することが必要」なことを挙げている。
- ⁹ 文部科学省(2021.9.27)資料「特別支援教育の充実について」では、特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)について具体的な児童生徒数をあげている。これによれば、通常の学級(通級による指導)は2.5倍の13.3万人、特別支援学級は2.1倍の27.8万人、特別支援学校は1.2倍の7.7万人であり、この総数は義務教育段階の全児童生徒数の5%であるとされている。なお、通常の学級における発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率とされている。これは、平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意を要する。(参照日 2022/09/10)

https://www.mext.go.jp/content/20211009-mxt_tokubetu02-000018244_02.pdf

- ¹⁰ レク1「宇宙ミッション」とは
1日目の最初の活動場所である△△公園には宇宙をテーマにした施設・遊具がある。「無重力空間を体験しよう(大きなトランポリン)」、「宇宙遊泳の練習をしよう(長いローラー滑り台)」、「グループ全員がクリアしたら写真撮影をしよう」といったミッションを設定し活動を行った。このレク1「宇宙ミッション」は「宇宙に行くための訓練」であり、午後のレク2「ペットボトルロケット大会」で、「ロケットを飛ばして、みんなで宇宙に行く」というストーリーが完成する。